

平成29年度ふぐ処理師試験問題（衛生関係法規）

※受験番号を記入してください。

※解答は解答欄に記入してください。

受験番号	
得点	

問1

次の(1)～(3)は、「食品衛生法」第4条の抜粋です。( )の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

(1)この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の(ア)若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、(イ)その他の方法によって使用する物をいう。

(2)この法律で(ウ)とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

(3)この法律で営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、(エ)し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を(オ)し、輸入し、若しくは販売することという。

問1 解答欄

ア	⑦
イ	⑤
ウ	②
エ	④
オ	③

①処理 ②容器包装 ③製造 ④調理 ⑤浸潤 ⑥加熱 ⑦加工

問2

次の文章は、「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」に関して述べたものです。( )の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

この条例は、ふぐの取扱い及び営業について必要な規制をすることにより、ふぐ毒による(ア)の発生の防止を図り、もって県民の健康の(イ)に資することを目的としている。

ふぐの加工等の制限に関する規定では、ふぐは、「ふぐ取扱い営業の(ウ)を受けた者」、「卸売市場の施設内において卸売業者、仲卸業者又は売買参加者」に販売するとき以外は、(エ)(有害部位の除去等をいう。)を行ったものでなければ、食用として加工、(オ)、販売することを禁止している。

問2 解答欄

ア	⑤
イ	⑦
ウ	②
エ	④
オ	③

①維持 ②認証 ③調理 ④処理 ⑤食中毒 ⑥許可 ⑦保護

※解答は解答欄に記入してください。

得点

問3

次の(1)～(4)は、「鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例」第10条で規定された、ふぐ処理師の遵守事項です。( )の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1)免許証を他人に譲渡し、又は( ア )してはならない。
- (2)ふぐ取扱いに従事するときは、免許証を( イ )し、関係者の請求があるときは、これを( ウ )しなければならない。
- (3)ふぐの毒性のある部分は、一定の専用容器に收容し、食用に供されないよう完全に( エ )しなければならない。
- (4)( オ )以外の場所で、ふぐ取扱いを行ってはならない。

問3 解答欄

ア	⑤
イ	④
ウ	⑦
エ	③
オ	⑥

①調理 ②除去 ③処分 ④携帯 ⑤貸与 ⑥認証施設 ⑦提示

問4

次の(1)～(5)は、ふぐ処理師又は認証業者が行わなければならない申請手続きに関して述べたものです。( )の中に下記の語群から適当な語句を選び、その番号を解答欄に記入しなさい。

- (1)免許証を滅失したときは、( ア )を申請する。
- (2)免許証の氏名を変更したときは、( イ )を申請する。
- (3)ふぐ処理師が死亡したときは、( ウ )する。
- (4)ふぐ取扱い営業を廃止したときは、( エ )する。
- (5)専任のふぐ処理師を変更したときは、( オ )を申請する。

問4 解答欄

ア	④
イ	②
ウ	⑥
エ	③
オ	⑦

①新規の免許 ②免許証の書換交付 ③認証書を返納  
④免許証の再交付 ⑤新規の認証 ⑥免許証を返納  
⑦認証書の書換交付 ⑧認証書の再交付